

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術件数
（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	—
イ	黄斑下手術等	—
ウ	鼓室形成手術等	—
エ	肺悪性腫瘍手術等	—
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	—

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靭帯断裂形成手術等	—
イ	水頭症手術等	—
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	—
エ	尿道形成手術等	—
オ	角膜移植術	—
カ	肝切除術等	—
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	—

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	—
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	—
ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	—
エ	母指化手術等	—
オ	内反足手術等	—
カ	食道切除再建術等	—
キ	同種死体腎移植術等	—

・区分4に分類される手術の件数

29件

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	13件
乳児外科施設基準対象手術	—
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	—
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	—
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	—